

# 人権擁護委員の活動を紹介します

人権擁護委員は、人権を尊重することの大切さについて理解を深めるための普及啓発や、人権相談に応じる等の活動を行っています。

問合せ 総務企画課人権推進係 ☎内線2271

## 普及啓発活動

### 全国中学生人権作文コンテスト東京都大会

東京法務局等は、全国中学生人権作文コンテスト東京都大会を実施しています。令和元年度は、尾久八幡中学校2年・清水千尋さんの「高齢者虐待について」が作文委員会賞を受賞しました。

### 人権の花運動

協力して花を育てることで、命の大切さや、相手への思いやり等、豊かな人権感覚を身につけてもらうために実施しています。花を育てるにあたり、人権擁護委員が小学校を訪問し、人権の大切さ等を話しています。令和元年度は下記2校を訪問し、日々草とマリゴールドを育てました。



第六瑞光小学校の皆さん



汐入東小学校の皆さん

### 人権教室

互いに人権を尊重し合い、差別のない、誰もが幸福に暮らすことのできる地域社会づくりを目指し、身近に人権問題を考える機会として、人権擁護委員が小・中学校の教室を訪問し人権の大切さを一緒に考えます。令和元年度は大門小学校、第六日暮里小学校、尾久八幡中学校を訪問します。

### 子どもたちの人権メッセージ発表会

東京法務局等が主催する子どもたちの人権メッセージ発表会で、荒川区代表として第六瑞光小学校5年・岡本ゆりさんが自分の考えを発表しました。

### 幸せな世の中に

第六瑞光小学校5年 岡本ゆりさん

私は、いじめによる自さつがおこったというニュースを観たことがあります。

学校の授業で、いじめは、重大な人権しん害になることを学びました。それなのに、いじめをする人がこの世の中にはいます。それは、とても悲しいことであり、人としてぜったいにゆるされないことです。

いじめられている人は苦しく、悲しいと思います。毎日、つらい気持ちで生活しているのだと思います。

いじている人はなにが楽しいのだろう?と思ったことがあります。相手を苦しめてしまうと、きっと大人になったときに大きな後かいをしてしまうと思います。また、いじめの場面を見て、知らないふりをしてしまうのも、いじめの一つになると思います。

私は今、楽しく幸せにすごしています。しかし、この世の中には、いじめられて悲しい思いをしなごらすごしている人もいて、と考えるとさみしい気持ちになります。いじめは絶対に許されません。

私は、いじめがない世の中にしていきたいです。そのためには、自分には何が出来るのかをよく考えて行動していきたいです。



**相談活動** 人から嫌がらせや差別を受けたり、人権を侵害されたりして困っている方の相談に人権擁護委員(下記参照)が応じます。秘密は厳守します。

**日時** 第2(木)午後1時30分～3時30分(予約制)

**費用** 無料

**予約・問合せ** 総務企画課人権推進係 ☎内線2271



## 人権は壊れやすいもの

人権擁護委員 矢吹誠氏

基本的人権は、「すべて人間は生まれながらにして自由かつ平等で、幸福を追求する権利を持つ」という天賦人権説に基づき、日本国憲法に規定されています。

しかし、昨今、「児童の虐待」、「外国人に対するいわれの無い差別」および「いじめ」のニュースが日々報道されているように、現在も基本的人権の侵害は発生しています。

18世紀に天賦人権説による基本的人権の尊重を表明した「アメリカ独立宣言」および「フランス革命」以降から現在までに、基本的人権を認めない国家の体制や、人権を認めてはいても天賦人権説に基づくものではないとするものがあるなど、基本的人権は、決していかなる国・時代においても保障されているものではありません。

このように、天賦人権説に基づき日本国憲法が「基本的人権」を規定し

ていますが、基本的人権は極めて壊れやすいものです。このため、日本国憲法では「国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と規定しています。また、人権擁護委員法では、「人権擁護委員」が「人権思想の普及」に努めることが定められており、私も基本的人権の確保のため、その普及に尽くしたいと思っています。

### 区内の人権擁護委員 (50音順・敬称略)

- ▶宇津井洋子
- ▶小林芳雄
- ▶高田正道
- ▶村井泰雄
- ▶大家康子
- ▶神真理子
- ▶新田知子
- ▶矢吹誠
- ▶小林美奈子
- ▶鈴木文男
- ▶松熊貴代

## 人権に関する相談機関

次の機関でも相談を受け付けています。

- 人権全般の相談**
- ▶東京都人権プラザ  
(月)～(金)午前9時30分～午後5時30分  
☎(6722)0124・0125
  - ▶東京法務局常設相談所  
(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分  
☎0570(003)110
- 子どものための相談**
- ▶子ども家庭支援センター  
(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分  
☎(3805)5523
  - ▶教育センター教育相談室(電話相談)  
(月)～(金)午前9時～午後5時  
☎(3801)4338
  - ▶荒川区子どもの悩み110番  
(月)～(金)午前9時～午後5時  
☎0120(136)110
  - ▶子どもの人権110番(東京法務局人権擁護部内)  
(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分  
☎0120(007)110

- 法律相談**
- ▶人権に関する法律相談(区役所3階区民相談所)  
第3(火)午後1時～4時(来所相談:予約制)  
☎内線2145
  - ▶夜間人権ホットライン(東京都人権プラザ)  
12月5日(木)午後5時～8時  
☎(6722)0127
  - ▶「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談(東京都人権プラザ)  
(木)午後1時～4時(来所相談:予約制)  
[予約受付](月)～(金)午前9時30分～午後5時30分  
☎(6722)0124
- 障がい者(児)のための相談**
- ▶障害者福祉課相談支援係(区役所1階)  
(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分  
☎内線2685
  - ▶荒川たんぽぽセンター  
(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分  
☎(3891)6824
  - ▶支援センターアゼリア  
第3(木)を除く午前9時～午後9時  
☎(3819)2343

- その他の相談機関**
- ▶おとしよりなんでも相談(区役所2階高齢者福祉課内)  
(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分  
☎内線2675
  - ▶こころと生き方・DVなんでも相談(アクト21)  
DV(パートナーからの暴力)、夫婦・親子関係、職場・近隣の人間関係、自分自身の生き方、LGBT等に関する相談を行っています。  
第1(火)午後5時～8時  
第1(金)、第2(火)、第4(火) (金)午前10時～午後4時  
第2(金)、第3(火) (金)午後2時30分～8時  
第2(土)午前10時～午後3時  
☎(3809)2890
  - ▶公益社団法人被害者支援都民センター  
(月)・(木) (金)午前9時30分～午後5時30分  
(火)・(水)午前9時30分～午後7時  
☎(5287)3336
  - ▶同和問題に関する専門相談  
(火)・(金)午前9時～正午、午後1時～5時  
☎(6240)6035
  - ▶東京都性自認及び性的指向に関する専門電話相談  
(火)・(金)午後6時～10時  
☎(3812)3727